

改正後	改正前
個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、有価証券について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。 （注）従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。 2 この届出書は、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。 3 有価証券の評価方法の選定は、有価証券の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により書いてください。 (1) 「有価証券の種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類を書きます。 有価証券の種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。 (2) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を書きます。	個④022 所得税の有価証券の評価方法の届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、有価証券について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。 （注）従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。 2 この届出書は、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。 3 有価証券の評価方法の選定は、有価証券の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により書いてください。 (1) 「有価証券の種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類を（注）に掲げる別 に書きます。 （注）有価証券の種類は、次に掲げる区分によります。 1 国債及び地方債 2 社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含みます。） 3 株式（新株引受権を含みます。） 4 証券投資信託又は貸付信託の受益証券 5 1から4までに掲げる有価証券以外の有価証券 なお、1から4までに掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で、それぞれに掲げる有価証券の性質を有するものを含みます。 (2) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を書きます。